

高圧ガス保安法に基づく

冷凍関係法規集

(第57次改訂版)

掲載法令改正 新旧対照表

公益社団法人 日本冷凍空調学会 編

目次

・ 冷凍保安規則	一
・ 容器保安規則	六
・ 一般高圧ガス保安規則	七
・ 高圧ガス保安法施行令関係告示	一四
・ 高圧ガス保安法施行令	一三
・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について	二四

平成二十九年一月二十五日 初版発行
平成二十九年二月六日 第二版発行

平成二十八年十一月一日の法令改正の要点

一、「充てん」を「充填」に変更（「填」は旧字体なので注意！）
 容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則を改訂した。

二、特定不活性ガスを定め、特定不活性ガスとして、フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン三十二を定めた。
 三、特定不活性ガスの扱いを定めた。

これ以降に、新旧対照表を掲載するが、「充てん」に係る新旧対照表は省略する。

○冷凍保安規則

	現 行	現 行	旧
(用語の定義)	第二條	第二條	(用語の定義) 第二條
<p>三 不活性ガス へリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三 B 一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百一 A、フルオロカーボン四百一 B、フルオロカーボン四百二 A、フルオロカーボン四百二 B、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 A、フルオロカーボン四百七 B、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン四百七 D、フルオロカーボン四百七 E、フルオロカーボン四百十 A、フルオロカーボン四百十 B、フルオロカーボン四百十三 A、フルオロカーボン四百十七 A、フルオロカーボン四百二十二 A、フルオロカーボン四百二十二 D、フルオロカーボン四百二十三 A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百二、フルオロカーボン五百七 A 及びフルオロカーボン五百九 A</p> <p>三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ フルオロオレフィン千二百三十四 y f ロ フルオロオレフィン千二百三十四 z e ハ フルオロカーボン三十二</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p>	<p>三 不活性ガス 二酸化炭素、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三 B 一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百一 A、フルオロカーボン四百一 B、フルオロカーボン四百二 A、フルオロカーボン四百二 B、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 A、フルオロカーボン四百七 B、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン四百七 D、フルオロカーボン四百七 E、フルオロカーボン四百十 A、フルオロカーボン四百十 B、フルオロカーボン四百十三 A、フルオロカーボン四百十七 A、フルオロカーボン四百二十二 A、フルオロカーボン四百二十二 D、フルオロカーボン四百二十三 A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百七 A、フルオロカーボン五百九 A 及びへリウム</p> <p>(新設)</p>	<p>三 不活性ガス 二酸化炭素、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三 B 一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百一 A、フルオロカーボン四百一 B、フルオロカーボン四百二 A、フルオロカーボン四百二 B、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 A、フルオロカーボン四百七 B、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン四百七 D、フルオロカーボン四百七 E、フルオロカーボン四百十 A、フルオロカーボン四百十 B、フルオロカーボン四百十三 A、フルオロカーボン四百十七 A、フルオロカーボン四百二十二 A、フルオロカーボン四百二十二 D、フルオロカーボン四百二十三 A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百七 A、フルオロカーボン五百九 A 及びへリウム</p> <p>(新設)</p>	<p>第七條</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p>
<p>第七條</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p>	<p>第七條</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p>		

<p>三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>十五 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十五号及び第十七号の基準とする。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く。）及び第十五号及び第十七号の基準とする。</p> <p>（その他製造に係る技術上の基準）</p> <p>第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号の基準に適合すること。</p> <p>二 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所であつて、少量ずつ放出すること。</p>	<p>三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管（可燃性ガス又は毒性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>十五 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七条第一項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。</p> <p>（その他製造に係る技術上の基準）</p> <p>第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第一号の基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス及び毒性ガスとする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所であつて、少量ずつすること。</p>
<p>三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>十五 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十五号及び第十七号の基準とする。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く。）及び第十五号及び第十七号の基準とする。</p> <p>（その他製造に係る技術上の基準）</p> <p>第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号の基準に適合すること。</p> <p>二 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所であつて、少量ずつ放出すること。</p>	<p>三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管（可燃性ガス又は毒性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>十五 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第七条第一項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。</p> <p>（その他製造に係る技術上の基準）</p> <p>第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第一号の基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス及び毒性ガスとする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所であつて、少量ずつすること。</p>

<p>(保安検査の方法) 第四十三条</p> <p>2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>三 製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。</p> <p>(指定設備に係る技術上の基準) 第五十七条 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所（以下この条において「事業所」という。）において、第一種製造者が設置するものにあつては第七条第二項（同条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。）、第二種製造者が設置するものにあつては第十二条第二項（第七条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。）の基準に適合することを確保するように製造されていること。</p> <p>(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等) 第六十二条</p> <p>一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合</p>	<p>(保安検査の方法) 第四十三条</p> <p>2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定設備に係る技術上の基準) 第五十七条 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所（以下この条において「事業所」という。）において、第一種製造者が設置するものにあつては第七条第二項（同条第一項第一号、第二号及び第六号を除く。）、第二種製造者が設置するものにあつては第十二条第二項（第七条第一項第一号、第二号及び第六号を除く。）の基準に適合することを確保するように製造されていること。</p> <p>(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等) 第六十二条</p> <p>一 当該変更の工事が同一の部品への交換のみである場合</p>
--	---

別表第一（第二十五条関係）

別表第一（第二十五条関係）

<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>四 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>四 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>四 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p>
--	--	--	--

<p>十七 第七条第一項第十十七号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>2 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第八条第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況</p> <p>二 第八条第二号で準用する第七条第一項各号の検査項目のうち、前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げるものに掲げるもの</p> <p>(三から十一を削る)</p>	<p>十七 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>十七 第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>2 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況</p> <p>二 第七条第一項第二号の警戒標</p> <p>(三から十一)</p>	<p>十七 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二 製造施設の警戒標の掲示の状況を目視により検査する。</p> <p>(三から十一)</p>
---	--	--	--

別表第二(第四十三条第二項第三号関係)

<p>検査項目</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
--	---

別表第二(削除)

検査項目	保安検査の方法
<p>二 第七条第一項第十 五号の製造施設のガ スの漏えいを検知 し、かつ、警報する ための設備</p> <p>2 製造設備が移動式 製造設備である製造 施設の場合</p> <p>一 第八条第二号で準 用する第七条第一項 第三号の漏えいガス が滞留しない構造</p>	<p>二 特定不活性ガスの製造施設に おけるガスの漏えいを検知し、か つ、警報するための設備の設置状 況を目視及び記録又は図面によ り検査し、当該設備の機能を作動 試験又はその記録により検査す る。</p> <p>一 特定不活性ガスを冷媒ガスと する冷媒設備の高圧部を設置す る室の冷媒ガスが漏えいしたと き滞留しない構造等を目視によ り検査し、必要に応じ図面又は記 録により検査する。</p>

現 行	旧																												
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条</p> <p>二十 F C 一類容器 液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロオレフィン千二百三十四 z e、十四 a、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一 A、液化フルオロカーボン四百一 B、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七 D、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充填する容器</p> <p>二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二 a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの(フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。)</p> <p>イ・ロ略</p> <p>三十 毒性ガス 掲名のガスを略</p> <p>及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第二条第一項に規定する毒物</p> <p>(液化ガスの質量の計算の方法)</p> <p>第二十二条</p> <table border="1" data-bbox="235 151 593 750"> <tr> <td>液化ガスの種類</td> <td>定数</td> </tr> <tr> <td>液化ジメチルエーテル</td> <td>一・六七</td> </tr> <tr> <td>液化フルオロカーボン三十二</td> <td>一・二四</td> </tr> <tr> <td>液化フルオロカーボン四百四 A</td> <td>一・一五</td> </tr> <tr> <td>液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f</td> <td>一・〇五</td> </tr> <tr> <td>液化フルオロオレフィン千二百三十四 z e</td> <td>〇・九六</td> </tr> <tr> <td>液化フルオロカーボン百三十四 a</td> <td>〇・九四</td> </tr> </table>	液化ガスの種類	定数	液化ジメチルエーテル	一・六七	液化フルオロカーボン三十二	一・二四	液化フルオロカーボン四百四 A	一・一五	液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f	一・〇五	液化フルオロオレフィン千二百三十四 z e	〇・九六	液化フルオロカーボン百三十四 a	〇・九四	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条</p> <p>二十 F C 一類容器 液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一 A、液化フルオロカーボン四百一 B、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二 A、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七 D、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充てんする容器</p> <p>二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二 a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ・ロ略</p> <p>三十 毒性ガス 掲名のガスを略</p> <p>及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの</p> <p>(液化ガスの質量の計算の方法)</p> <p>第二十二条</p> <table border="1" data-bbox="235 798 593 1372"> <tr> <td>液化ガスの種類</td> <td>定数</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	液化ガスの種類	定数	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
液化ガスの種類	定数																												
液化ジメチルエーテル	一・六七																												
液化フルオロカーボン三十二	一・二四																												
液化フルオロカーボン四百四 A	一・一五																												
液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f	一・〇五																												
液化フルオロオレフィン千二百三十四 z e	〇・九六																												
液化フルオロカーボン百三十四 a	〇・九四																												
液化ガスの種類	定数																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												

○一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）

「充てん」を「充填」に改定の関係は省略する。

「の通る」を「が通る」に改定の関係は省略する。

水電解水素発生昇圧装置の関係、圧縮水素スタンドの関係等は省略する。

現 行	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 可燃性ガス 掲名のガスを略 及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの (フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。)</p> <p>イ・ロ略</p> <p>二 毒性ガス 掲名のガスを略 及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第二条第一項に規定する毒物</p> <p>四 不活性ガス 掲名のガスを略 又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)</p> <p>四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ フルオロオレフィン千二百三十四 y f ロ フルオロオレフィン千二百三十四 z e ハ フルオロカーボン三十二</p> <p>(第一種製造者に係る技術上の基準)</p> <p>第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二までに定めるところによる。</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第六条</p> <p>四十二 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>へ 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とする(こと)。</p> <p>又 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設ける(こと)。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 可燃性ガス 掲名のガスを略 及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ・ロ略</p> <p>二 毒性ガス 掲名のガスを略 及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの</p> <p>四 不活性ガス 掲名のガスを略 又はフルオロカーボン(可燃性のものを除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>(第一種製造者に係る技術上の基準)</p> <p>第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条までに定めるところによる。</p> <p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第六条</p> <p>四十二 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器(以下「充填容器等」という。)は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>へ 可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p>又 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設ける(こと)。</p>

五 ガス設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号の二までの基準に適合すること。

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ロ 貯槽（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。以下略

五 ガス設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ニ 容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号までの基準に適合すること。

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ロ 貯槽（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。以下略

<p>二 貯槽の修理又は清掃（以下二において「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。</p> <p>（ロ） 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及び二の基準に適合することを要しない。</p> <p>へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。</p> <p>（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）</p> <p>第四十九条</p> <p>三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造</p>	<p>二 貯槽の修理又は清掃（以下二において「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。</p> <p>（ロ） 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。</p>
<p>（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）</p> <p>第四十九条</p> <p>三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。</p>	<p>二 貯槽の修理又は清掃（以下二において「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。</p> <p>（ロ） 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。</p>

過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等(毒性ガスに係るものを除く。))のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合を除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号自の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したものの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

八 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するとき

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十四 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を十移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

二十一 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条

一 充てん容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等(毒性ガスに係るものを除く。))のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合を除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号自の充填可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

八 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに

<p>は、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）</p> <p>第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素とする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第六十二条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>二 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所で少量ずつ放出すること。</p>	<p>災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>十一 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）</p> <p>第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び酸素とする。</p> <p>（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>第六十二条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>二 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所で少量ずつすること。</p>
--	---

四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。
 (販売主任者の選任等)
 第七十二条

販売所の区分	2
酸素(スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。)の販売所	酸素
	ガスの種類

四 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。
 販売主任者の選任等)
 第七十二条

販売所の区分	2
酸素の販売所	酸素
	ガスの種類

(燃焼性の基準)

第一百一条 令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
 イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
 ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの
 二 ガスと着火源との接触を維持しない限り火災が認められないこと。

(新設)

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)
 第一百一条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする
 (略)

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)
 第一百一条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする
 (略)

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)
 S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)
 S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

<p>(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)</p> <p>第百三条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値 (単位 立方メートル)</p> <p>M 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積 (単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの (条例等に係る適用除外)</p> <p>第百四条(略)</p>	<p>(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)</p> <p>第百二条 令第三条表第二項下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>N 令第五条表第三項下欄の経済産業省令で定める値 (単位 立方メートル)</p> <p>M 当該貯蔵所における令第五条表第一項の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積 (単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの (条例等に係る適用除外)</p> <p>第百三条(略)</p>
---	---

現 行	旧
<p>第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とする。</p> <p>一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。</p> <p>ロ 着脱容器及びその附属品（フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C 又はフルオロカーボン五百七 A を入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）に適合していること。</p> <p>四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p>	<p>第二条 令第二条第三項第六号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性のもの及びフルオロオレフィン千二百三十四 y f に限る。）とする。</p> <p>一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル（フルオロオレフィン千二百三十四 y f にあつては、四十五リットル。）以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。</p> <p>ロ 着脱容器及びその附属品（フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン五百七 A 又はフルオロオレフィン千二百三十四 y f を入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）に適合していること。</p> <p>四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p>

ロ 接合容器（フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン三十四 a、フルオロカーボン三十四 A、フルオロカーボン四百七 C 又はフルオロカーボン五百七 A を入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

へ 回収装置のうち一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「特定不活性ガス」という。）を回収するもの（以下「特定不活性ガス回収装置」という。）にあっては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

（削る）

ト イからへまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ホ 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあっては、分割される部分ごと）のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ト 特定不活性ガス回収装置にあっては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造（特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又は着脱容器及びその附属品が一体となったものにあつては、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、その側面の二方向に設けられたものに限る。）とし、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

ロ 接合容器（フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十四 a、フルオロカーボン三十四 A、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン五百七 A 又はフルオロオレフィン千二百三十四 y f を入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

へ 回収装置のうちフルオロオレフィン千二百三十四 y f を回収するもの（以下「フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置」という。）にあっては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置にあっては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための措置を講ずること。

チ イからトまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ホ 回収装置（フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあっては、分割される部分ごと）のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ト フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置にあっては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造とし、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部を、その側面の二方向に設けることにより、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

<p>チ 特定不活性ガス回収装置にあっては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。</p> <p>リ 特定不活性ガス回収装置にあっては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。</p> <p>七 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。</p> <p>八 特定不活性ガス回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の合計が四十五リットル以下の場合には、リ七に規定する事項の表示は要しない。</p> <p>リ 取扱い上の注意</p> <p>七 使用するときには、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設けること</p> <p>八 使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること</p> <p>九 雨等でぬらさないこと</p> <p>10 粗暴な取扱いをしないこと</p> <p>11 その他の取扱い上の注意</p> <p>九</p> <p>ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、「高圧ガス取扱装置」（特定不活性ガス回収装置にあっては、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」と）との警戒標</p>	<p>チ フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。</p> <p>リ フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。</p> <p>七 回収装置（フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。</p> <p>八 フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロオレフィン千二百三十四yfが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「フルオロオレフィン千二百三十四yf高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。</p> <p>リ 取扱い上の注意</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>七 雨等でぬらさないこと</p> <p>八 粗暴な取扱いをしないこと</p> <p>九 その他の取扱い上の注意</p> <p>九</p> <p>ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、「高圧ガス取扱装置」（フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、「フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置」と）との警戒標</p>
--	---

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定める第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

ロ 充填されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては内容積百二十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン三十四 a の容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

ハ 液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては、一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ニ（略）

ヌ 充填する容器は、本号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A 又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

のものは、次の各号に掲げるものとする。

二 次に掲げる基準に適合する容器に充てんされた液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

ロ 充てんされたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン三十四 a の容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

（新設）

ハ（略）

リ 充てんする容器は、本号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A 又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

容器の種類	燃料容器以外 の容器であつて可燃性ガス以外のガス (特定不活性ガス除く。)を充填したものの	
	甲	高温 に注意
	乙	表示すべき事項 高温ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高压ガス…使用するガスの種

三
イ

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン二十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に応じて 以下略

容器の種類	燃料容器以外 の容器であつて可燃性ガス以外のガスを充填したもの	
	甲	高温 に注意
	乙	表示すべき事項 高温ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高压ガス…使用するガスの種類

三
イ

1 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 薬事法第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン二十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に応じて 以下略

燃料容器以外 の容器であつて 特定不活性ガスを 充填したもの	高温に注意	高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高压ガス…使用するガスの種類
エアゾールの容器	エアゾールの種類	表示すべき事項 甲 高温に注意 乙 高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高压ガス…使用するガスの種類

(新設)	(新設)	(新設)
エアゾールの容器	エアゾールの種類	表示すべき事項 甲 高温に注意 乙 高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高压ガス…使用するガスの種類

	火炎長試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	高温	高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。
		注	一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと 以下右欄の一から三までと同じ

第四条の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(新設)

	(新設)	(新設)	(新設)
--	------	------	------

一 分析機器内における高压ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

- イ 内容積が百ミリリットル以下であること。
- ロ 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

二 エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットルを超えるものに限る。）内における高压ガスであつて、次のイからハまでのいずれにも該当するもの。

- イ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号。以下「製造細目告示」という。）第十二条の十六第一号イに適合する高压ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。
- ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
- ハ 法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

三 エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットル以下のものに限る。）内における高压ガスであつて、製造細目告示第十二条の十六第一号イに適合する高压ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。

- 四 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第一項に規定する空気銃（以下単に「空気銃」という。）又は第二十一条の三第一項に規定する準空気銃（以下単に「準空気銃」という。）内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。
- イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。
 - ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。
- 五 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。
- イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。
 - ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。
- 六 前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。
- イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。
 - ロ 充填するガスが不活性ガス又は空気であること。
- 七 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、充填するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）であること。

現 行	旧
<p>(適用除外) 第二条</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五 液化プロムメチルの製造のための設備外における当該ガス</p> <p>六 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）</p> <p>七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p> <p>(削る)</p> <p>九 第一項に規定する設備内における高圧ガスであつて、当該設備内のガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が〇・一五立方メートル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）</p>	<p>(適用除外) 第二条</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。</p> <p>三の二 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>四 液化プロムメチルの製造のための設備外における当該ガス</p> <p>五 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）</p> <p>六 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p> <p>七 液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液であつて、その質量の百分の十五以下が液化ガスの質量であり、かつ、温度三十五度において圧力〇・六メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるものにおける当該ガス</p> <p>(新設)</p>

<p>（政令で定めるガスの種類等） 第三条</p> <p>ガスの種類</p> <p>一ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める可燃性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。</p>	<p>値</p> <p>三百立法メートル</p>
<p>（政令で定めるガスの種類等） 第三条</p> <p>ガスの種類</p> <p>一ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は空気（以下「第一種ガス</p>	<p>三百立法メートル</p>
<p>（完成検査等に係る認定の有効期間）</p> <p>第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合は、七年とする。</p>	
<p>（完成検査等に係る認定の有効期間）</p> <p>第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第２条関係（定義）</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>② 大気圧下における沸点が４０度を超える液体が、その沸点以上かつ<u>１メガパスカル以上の状態</u>にある場合のものをいう。</p> <p>この間略</p> <p>２）大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</p> <p>②規定中「<u>１メガパスカル以上の状態</u>」が本内規に追加された平成２８年１月１日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外とするために法第１４条第２項に基づく軽微変更届又は法第２１条第１号若しくは第２号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第１４条第２項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。</p> <p>「圧力」とは、 以下略</p> <p>第５条関係（製造の許可等）</p> <p>（６）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充てんすること等高圧ガスの状態を人為的に</p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第２条関係（定義）</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>② 大気圧下における沸点が４０度を超える液体が、その沸点以上にある場合のものをいう。</p> <p>この間略</p> <p>２）大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</p> <p>（新設）</p> <p>「圧力」とは、 以下略</p> <p>第５条関係（製造の許可等）</p> <p>（６）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充てんすること等高圧ガスの状態を人為的に</p>

生成することは高圧ガスの製造に該当する。この場合処理設備の能力が1日100立方メートル以上のものである場合には、第1項第1号に規定する高圧ガスの製造となる。

ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第57条関係

本条の指定設備の製造業者の「事業所」は、社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

第13号中「自動制御装置」には、特定不活性ガスを冷媒とする冷凍設備の場合にあっては、当該冷凍設備を設置する室に設置する機械通風設備が停止した際に連動して停止する装置を含む。

第62条関係

第1項中「同等の部品への交換」とは、交換しようとする部品が次の(1)及び(2)のいずれかに該当する部品への交換に限るものとする。なお、下記の(1)及び(2)における「同等」とは、「耐圧性能、気密性能、肉厚及び材料性能が同じか、それ以上であること」、「機能、性能及び仕様が同じか、それ以上であること」並びに「冷凍能力に変更がないこと」をいう。

(1) 当該認定指定設備に用いられていた冷媒設備の部品のうち、バルブ、配管、容器（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定

生成することは高圧ガスの製造に該当する。この場合処理設備の能力が1日100立方メートル以上のものである場合には、第1項第1号に規定する高圧ガスの製造となる。

(新設)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第57条関係

本条の指定設備の製造業者の「事業所」は、社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

(新設)

第62条関係

第1項中「同一の部品への交換」とは、交換しようとする部品が当該認定指定設備に用いられていた部品への交換に限るものとする。

なお、同一の部品への交換後の認定指定設備は、部品交換前の当該指定設備と耐圧性能、気密性能、肉厚、材料及び機能が同一で、かつ、第57条に規定する指定設備の技術上の基準を満たしていなければならない。（当該要件を確認できる証明書等があるものに限る。）

める告示（昭和五十七年通商産業省告示第二百九十一号）第11条の4に規定する容器であって、内容積が増えないものに限る。）、継手、フィルタ、伝熱管、電動機、ポンプ、液面計、流量計、圧力計等であって、当該指定設備の認定を受けた製造者が性能及び機能が同等であることを証明できるもの。

（2）当該認定指定設備に用いられていた冷媒設備以外の部品のうち、支持架台、サポート、防振装置、自動制御装置、安全装置等であって同等のもの。

また、次に掲げる工事については、同等の部品への交換にも該当しないものとして運用する。

（1）塗装の塗替え

（2）消耗品（ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング・羽根車、ベアリング、ファン、アクチュエータ、基板、リレー等盤内電気部品等）の取替え

なお、同等の部品への交換後の認定指定設備は、部品交換前の当該指定設備と耐圧性能、気密性能、肉厚及び材料性能が同じか、それ以上であること、機能、性能及び仕様が同じか、それ以上であること並びに冷凍能力に変更がないこと、かつ、第57条に規定する指定設備の技術上の基準（第4号及び第5号を除く。）を満たしていなければならない。

（当該要件を確認できる証明書等があるものに限る。）

また、次に掲げる工事については、同一の部品への交換にも該当しないものとして運用する。

（1）塗装の塗替え

（2）消耗品（ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング）の取替え